



ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

働き方改革

フレックスタイム制の改正 Part.3

第3回目は、清算期間の上限が「1ヶ月を超える」フレックスタイム制の時間外労働の計算方法事例を記します。

清算期間の上限が「1ヶ月を超える」場合の時間外労働の計算

- 清算期間を4月1日～6月30日の3ヶ月とし、実労働時間が右ようになった場合の事例

	4月	5月	6月	合計
実労働時間	220.0	180.0	140.0	540.0

ステップ 清算期間における法定労働時間の総枠(計算式: HP通信260号参照)、

1

各月の週平均50時間となる月間の労働時間数(計算式: 右記を参照)を計算し、フレックスタイム制の枠組みを把握する。

$$\text{週平均50時間となる月間の労働時間数} = 50 \text{時間} \times \frac{\text{清算期間の暦日数}}{7 \text{日}}$$

計算により、法定労働時間の総枠は520時間、週平均50時間となる月間の労働時間数は、4月は214.2時間、5月は221.4時間、6月は214.2時間となる。

ステップ 各月ごとに、週平均50時間を超えた時間を時間外労働としてカウントする。

2

4月の実労働時間[220時間] - 週平均50時間となる労働時間数[214.2時間] = 5.8時間分の割増賃金が発生する。

	4月	5月	6月	合計
実労働時間 (a)	220.0	180.0	140.0	540.0
週平均50時間となる労働時間数 (b)	214.2	221.4	214.2	-
週平均50時間を超える労働時間数 (c=a-b)	5.8	0	0	5.8

この分は時間外労働としてカウントする

ステップ 清算期間終了後に、法定労働時間の総枠を超えて労働した時間を時間外労働としてカウントする。

3

	4月	5月	6月	合計
実労働時間 (a)	220.0	180.0	140.0	(A) 540.0
週平均50時間となる労働時間数 (b)	214.2	221.4	214.2	-
週平均50時間を超える労働時間数 (c=a-b)	5.8	0	0	(C) 5.8
法定労働時間の総枠	-	-	-	(D) 520.0
法定労働時間の総枠を超える時間数	-	-	-	(E=A-C-D) 14.2

実労働時間(A)から、Step.2で清算した時間(c)を除き、法定労働時間の総枠(D)を超える時間(E=A-C-D)14.2時間を時間外労働としてカウントする。

まとめ

今回の事例では、Step.1～Step.3により4月の賃金支払日に5.8時間分、6月の賃金支払日に14.2時間分の割増賃金を支払います。

厚生労働省HP「フレックスタイム制のわかりやすい解説&導入の手引き」はこちら

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。

